

平成27年度税制改正のポイント

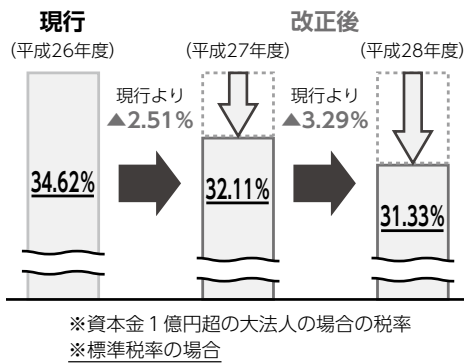
平成27年度税制改正の特色は、経済の好循環を実現させるため、法人税改革の要素が盛り込まれた内容となっています。

先行して法人実効税率の引き下げが行われる一方で、大法人については課税ベースを拡大し、広く負担を分担する改正となっています。他にも経済の活力を後押しする改正が盛り込まれています。

Q1 法人実効税率が引き下げとなるのですが、どのくらいの税率になるのですか。

A1 法人実効税率とは、所得に対して課税される法人税、法人住民税、法人事業税を合計した場合の税率を指し、所得に対しての実質的な税率ということになります(図1)。

図1: 法人実効税率の引き下げが実現!



具体的には、法人税率を現行の25.5%から23.9%に引き下げ、大法人向けの法人事業税も所得割については標準税率を引き下げます。

これにより、法人実効税率が平成27年度には現行の34.62%から32.11%に、平成28年度には31.33%となります。

Q2 中小法人の税率はどのようになり

A2 中小法人については、現在の軽減税率が2年間延長されます(図2)。

図2: 中小法人の軽減税率の延長<2年間>

法人税法における税率(本則)		租税特別措置法における軽減税率
年800万円以下の所得金額	19%	15%
年800万円超の所得金額	23.9%	-

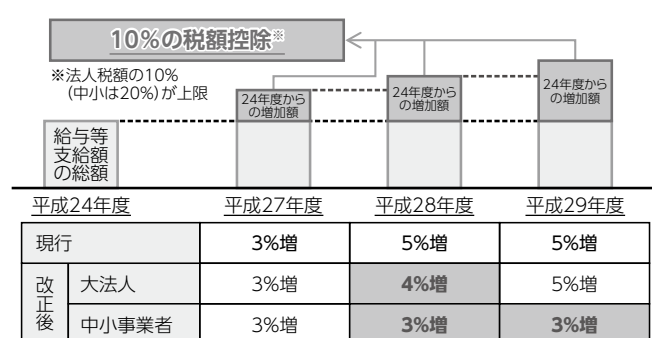
現在、資本金が1億円以下の中小法人については軽減税率が適用されています。年800万円以下の所得金額については法人税率が19%に軽減されていますが、この期間を2年間延長して平成28年度末まで適用されます。

Q3 給与アップに取り組む場合の税制

A3 一定の要件を満たした給与アップを行った場合には、所得拡大促進税制として法人税額・所得税額の10%を上限に税額控除(中小は20%が上限)を受けることができます。一定の要件とは、

- ① 給与等支給額の総額が平成24年度から一定割合以上増加
 - ② 給与等支給額の総額が前の事業年度以上
 - ③ 給与等支給額の平均が前の事業年度を上回る場合
- となっております。このうちの①の要件が緩和され、より税額控除の適用が受けやすくなったといえます(図3)。

図3: 所得拡大促進税制の拡充<3年間>



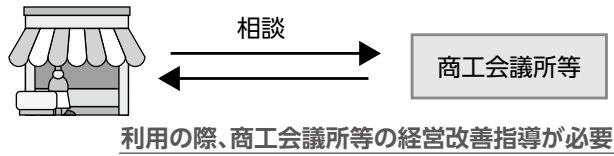
【要件】 給与等支給額[※]の総額: 平成24年度から一定割合(上図)以上増加
 ・ 給与等支給額の総額が前の事業年度以上、
 ・ 給与等支給額の平均額が前の事業年度を上回る場合

Q4 店舗等の設備投資をした場合の法人税・所得税の軽減措置はどのようになりますか。

A4 この制度は、商業・サービス業を営む中小法人や個人事業者が、商工会議所等の経営改善指導を受けて店舗等の設備投資をする場合には、取得価格の30%の特例償却または7%の税額控除(税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等のみ選択可能)が受けられるという税制です。具体的な設備は次のようなものです(図4)。

図4：商業・サービス業活性化税制の延長<2年間>

特別償却(取得価格の30%)または、税額控除(7%)の選択
 ※税額控除は資本金3,000万以下の中小企業者のみ選択可能



- ① 1台30万円以上の器具備品
 (例 ショーケース、看板、レジスター等)
 - ② 1台60万円以上の建物付属設備
 (空調施設、店舗内装等)
- この制度が平成28年度末まで延長されることとなりました。

Q5 繰越欠損金控除制度が見直されるそうですが、具体的にどのようなようになりますか。

A5 大法人について控除限度額が引き下げられていきます。また、繰り越すことができる期間は、大法人・中小法人ともに10年間に延長されます。

事業年度で欠損が出た場合に、次年度にその欠損を繰り越すことができる繰越欠損金控除制度については、資本金1億

図5：繰越欠損金控除制度の縮減<資本金1億円超の企業>

		現行	27年度	28年度	29年度
大企業	控除限度	80%	65%	65%	50%
	繰越期間	9年	9年	9年	10年
中小企業	控除限度	100%	100%	100%	100%
	繰越期間	9年	9年	9年	10年

円超の大法人は縮減されることとなりました(図5)。

繰越控除限度額は、繰越控除をする前の所得の金額の現行80%から、平成27年度には65%に、平成29年度には50%に引き下げられます。

なお、中小法人については繰越控除限度額に制限はなく、従来通り繰越控除前の所得の金額から100%控除できます。平成29年度からは大法人・中小法人ともに10年間繰り越すことができます。

Q6 外形標準課税が見直されるといいますが、内容を教えてください。

A6 外形標準課税は、大法人(資本金1億円超)に課税される法人事業税です。法人の所得に対して課税される所得割に加えて、法人の支払給与額や支払賃借料

図6：外形標準課税の見直し<資本金1億円超の企業>

	現行	27年度	28年度
付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%
資本金割	0.2%	0.3%	0.4%
所得割	7.2%	6.0%	4.8%

では、より多くの法人に課税することで課税ベースの拡大をはかり、広く負担を求める一方で、収益力のある法人の税負担を緩和しようという趣旨から改正となりました。

(付加価値割)、資本金(資本割)といった事業規模の大きさに対して課税されるのが外形標準課税です。欠損を生じていても事業規模が大きければ課税されます。今回の改正では、外形標準課税の税率が2年間で段階的に2倍となります(図6)。一方で所得割の税率は2年間で段階的に2/3に引き下げられます。ただし、給与アップの取り組みを阻害しないように一定以上の給与アップ分は控除されるような手当もなされます。大法人については、より多くの法人に課税することで課税ベースの拡大をはかり、広く負担を求める一方で、収益力のある法人の税負担を緩和しようという趣旨から改正となりました。

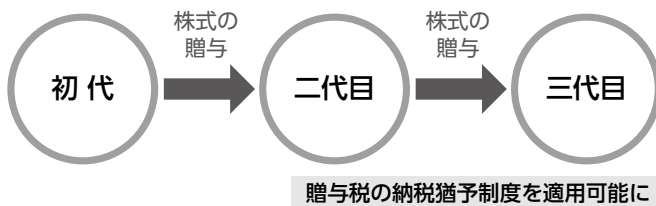
Q7 事業承継税制の改正はどのような内容ですか。

A7 事業承継を行う場合には、自社の株式を後継者へ移転させていきます。現在は一定の要件を満たした場合に、自社の株式の贈与税の納税が猶予される制度があります。

現行では1代目が存命中に、2代目が3代目に自社株式を贈与すると、猶予さ

れていた贈与税を納税しなければならなかったため、3代目への承継が難しい制度となっていました。今回の改正により、3代目に自社株式を再贈与した場合に2代目に贈与税が生じないような制度となります(図7)。

図7：円滑な事業承継促進のための措置



【回答】
 当所エキスパートバンク登録専門家
 佐藤晴美税理士事務所(宮城野区五輪)



税理士
 佐藤 晴美氏